

2. 訪問型サービス（独自/定率）サービスコード表

【訪問サービスA（区独自基準訪問型サービスA）】

基本部分	
------	--

イ 訪問サービスA費（45分程度）	事業対象者、要支援1・2 （1回につき 185単位）
ロ 訪問サービスA費（60分程度）	事業対象者、要支援1・2 （1回につき 227単位）
ハ 訪問サービスA費（90分程度）	事業対象者、要支援1・2 （1回につき 293単位）
ニ 訪問サービスA費（120分程度）	事業対象者、要支援1・2 （1回につき 360単位）

ホ 初回加算	（1月につき 200単位を加算）
--------	------------------

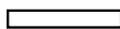
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） （1月につき 100単位を加算）
	(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） （1月につき 200単位を加算）

ト 事業開始時支援加算	（1月につき 180単位を加算）
-------------	------------------

チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算相当（Ⅰ）	週1回程度（1月につき 161単位を加算）
		週2回程度（1月につき 322単位を加算）
	(2) 介護職員処遇改善加算相当（Ⅱ）	週1回程度（1月につき 118単位を加算）
		週2回程度（1月につき 235単位を加算）

リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算相当（Ⅰ）	週1回程度（1月につき 74単位を加算）
		週2回程度（1月につき 148単位を加算）
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算相当（Ⅱ）	週1回程度（1月につき 49単位を加算）
		週2回程度（1月につき 99単位を加算）

ヌ 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算相当	週1回程度（1月につき 28単位を加算）
		週2回程度（1月につき 56単位を加算）



支給限度額管理の対象の算定



「事業開始時支援加算」、「介護職員処遇改善加算相当」、「介護職員等特定処遇改善加算相当」、「介護職員等ベース